

特集

個人情報保護法 改正のポイント

～どこが変わったの？ それによって何に気をつけなきゃいけないの？～

本年5月30日付けで、改正個人情報保護法が施行されました。それにより、団体の規模や法人格の有無にかかわらず、活動の一環で個人情報を扱う団体はすべて対象になりました。例えば、会員組織で会員管理をしている、寄付者の名簿や寄付状況のリストがある、セミナーや学習会の参加者名簿を作成している、メーリングリストやメールマガジンの登録データがある、など、どこの団体にも当てはまります。

◆「個人情報」って何を指すの？

今回の改正によって、名前、住所、生年月日、顔写真など以外にも、運転免許証番号、パスポート番号、マイナンバー、基礎年金番号、指紋データ、DNA、顔、声紋、歩行の様態なども該当し、またさらに一段高い規律で保護する必要があるものとして「要配慮個人情報」を定義しました。

要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報、身体・知的・精神障害等があること など
*取得には原則事前に本人同意が必要

◆何に気をつけなきゃいけないの？

- ・取得および利用：利用目的を特定し、本人に通知する。
- ・保管：保管方法・場所・責任者を決める。紙ベースのものは鍵のかかる引き出しで保管する。
パソコン上のファイルをメール等で送信する場合は、当該ファイルにパスワードを設定する。
パソコンにウイルス対策ソフトを入れる。必要がなくなったらデータを消去する。
- ・提供：第三者に提供する場合は本人同意が必要。提供した場合/された場合は、その状況を記録する。
- ・開示請求等への対応：本人からの開示請求ならびに苦情等には適切に対応する。

◆罰則もあり

今後は個人情報保護委員会が一元的に監督し、必要に応じて報告を求めたり立入検査等を行います。上記の「提供」の部分は、いわゆる名簿屋対策でもあり、処罰の対象となります。

◆個人情報を利活用するために「匿名加工情報」のシステムを整備

以上のように、個人情報の保護を厳重にした一方で、ビッグデータ時代への対応として、個人を特定できないように加工した場合は、規則の範囲内で様々な利活用ができるようになりました。6月22日付け朝日新聞では、自動車メーカーが保有する車の所有者の情報が、小売業者側の出店計画や品揃えの参考にできる1例が紹介されています。ですが一方で、「見られている」ことへの市民の不安や懸念はまだ払拭できなさそうです。

(文責：田原)

- 参考資料**・個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法の基本」
・朝日新聞「教えて！ 改正個人情報保護法」（6月22～24日付け）



団体のブースで説明を聞く学生たち

こだいら NPO ボランティアセミナー2017

報告

～6月25日（日）大学生と市民活動の出会いの場が開催されました～

大学 白梅学園大学、武蔵野美術大学、嘉悦大学、文化学園大学

団体 あかね会ゆうやけ子どもクラブ、だれもがともに小平ネットワーク
コミュニティーサロン・ほっとスペースさつき、こだいら自由遊びの会&風鈴草
小平・環境の会、社会福祉法人つむぎ おだまき、こだいらソーラー、
森の包括支援センター

今年14年目を迎えた“出会いの場”は、梅雨曇りの6月25日、武蔵野美術大学で開催されました。市民活動団体8団体に対し、参加した学生は27名、夏休み中の体験希望登録は延べ40活動にのぼりました。

今回の出会いの場では、基調報告として、昨年このセミナーに参加し今年4月から社会人として保育園に勤める林奈央さんと、こだいらを元気にするプロジェクト（通称“こだプロ”）の2人（武蔵野美大生と嘉悦大生）による体験報告がありました。林さんは、体験を通じて出会ったたくさんの子どもの笑顔、人は人と繋がって生きていることの実感、現場に行かないとわからない実態・体験談など、とても感銘を受けるお話でした。また“こだプロ”の2人からは、複数の大学の学生が混在するグループが自主的に、こだいらの街を歩く“こださんぽ”や「まちで楽しむ5」などを実施しているという話がありました。

学生たちはこれから夏休みにかけてさまざまな体験を重ね、その様子は9月24日（日）の成果発表会（白梅学園大学）で披露されます。